

移動等円滑化取組計画書

令和5年6月27日

住 所 福岡市中央区天神1丁目8番1号

事業者名 福岡市

代表者名 市長 高島 宗一郎

(道路下水道局駐車場施設課)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設の整備に関する事項

藤崎バス乗継ターミナルは、ターミナル利用者の乗継環境の向上等に向けて、移動円滑化基準の適合に努める。また、接続する早良市民センターや福岡市営地下鉄藤崎駅とともに移動円滑化に取り組むため、定期的に情報共有を行い、共有設備等のバリアフリー化を図る。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①バス事業者や接続施設と連携し、声かけやバスへの乗降補助等に取り組む。
- ②全職員が、適切な誘導案内等の支援を行えるよう国土交通省が策定した「接遇研修プログラム」に準拠した接遇研修を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
視覚障害者誘導案内	既設の視覚障害者誘導用ブロックについて、日本産業規格 T 九二五一に適合したものへの貼り替え時期を検討する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスへの乗降支援	・バス事業者と連携し、車椅子使用者がバスに乗降する際に、スロープ板の提供を行い、円滑に乗降できるよう取り組む。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスへの乗降支援	・バス事業者や接続施設等と連携し、車椅子使用者や乗降に困難がある利用者の乗降補助に取り組む。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
巡回案内の実施	・構内巡回を行い、窓口やバス乗車口等への乗り場案内等を行う。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	・国土交通省が定める「接遇研修プログラム」に準拠した接遇研修を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター掲示	・バリアフリースイレに関するポスターを構内掲示し、高齢者、障害者等が優先的に使用できるよう啓発を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・バスターミナルと接続する早良市民センター及び福岡市営地下鉄担当部署と移動円滑化取組状況等を適宜共有する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
視覚障害者誘導案内	既設の視覚障害者誘導用ブロックについて、日本産業規格 T 九二五一に適合したものへの張り替えを検討する。	今後予定する施設の大規模工事と合わせて実施することとしたため。

V 計画書の公表方法

福岡市道路下水道局ホームページにて公表

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。